

## 平成24年度事務事業評価 議会評価報告書に対する予算反映等改善書

|     |              |
|-----|--------------|
| 事業名 | 6-2-5 生活保護事業 |
|-----|--------------|

### 【予算反映等改善事項】

生活保護法は、憲法第25条によって保障される「生存権」を実現するための制度のひとつとして制定されております。その基本理念として「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」ことが規定されており、この自立の助長は、最低限度の生活の保障とともにこの制度をつらぬく大原則となっています。また、生活保護に至らない生活困窮者への支援策としての第2のセーフティネット構築とともに、医療扶助の適正化や不正受給に対する罰則強化、就労・自立を促進するための生活保護法の改正等が議論され、生活保護法の一部を改正する法律と生活困窮者自立支援法が平成25年12月に可決・成立しました。生活保護法の一部改正は平成26年7月から完全に施行され、生活困窮者自立支援法は平成27年4月から施行されることとなりました。

本市においても、就労・自立促進の取組みとして、稼働能力や意欲がある受給者に対し、ハローワークと福祉事務所が連携して、個々の実態やニーズ等に応じた就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」や、稼働能力の活用が不十分な、就労に対する援助を必要とする受給者に対しての「稼働年齢層就労指導プログラム」等を実施しており、経済的自立のための就労支援のみならず、各受給者の状況に応じた日常生活的な自立や、社会的自立が可能となる支援・指導の実施に努めています。

また、電子レセプトシステムの導入によるレセプト点検の強化とそれによる頻回・重複受診者への適正な受診指導や向精神薬重複処方を受けている者への指導指示、課税調査などによる不適正受給の早期発見や適正な収入申告の指導による濫給防止の取組み、計画的な訪問調査による生活状況の把握と面接相談等を実施し、受給者への適正な指導・支援に努めています。